

平成 26 年 第 2 回 東彼杵町議会臨時会会議録

平成 26 年第 2 回東彼杵町議会臨時会は、平成 26 年 8 月 18 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 堀 進一郎君 | 2 番 橋村 孝彦 君 |
| 3 番 浪瀬 真吾 君 | 4 番 |
| 5 番 滝川 初夫 君 | 6 番 吉永 秀俊 君 |
| 7 番 佐藤 隆善 君 | 8 番 樋口 庄次郎君 |
| 9 番 岡田 伊一郎君 | 10 番 後城 一雄 君 |
| 11 番 本下 利之 君 | 12 番 |

2 欠席議員は次のとおりである。

- 12 番 森 敏則 君

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 町 長 渡邊 悟 君 | 教 育 長 今道 大祐 君 |
| 副 町 長 小山田正一 君 | 建 設 課 長 松尾 幸彦 君 |
| 総 務 課 長 森 隆志 君 | 町民生活課長 構 浩光 君 |
| 産業振興課長 原田 尚登 君 | 町民福祉課長 西坂 孝良 君 |
| 農 委 局 長 (原田 尚登 君) | 財政管財課長 深草 孝俊 君 |
| 水 道 課 長 下野 慶計 君 | まちづくり課長 松山 昭 君 |
| 教 育 次 長 岡木 徳人 君 | 税 務 課 長 三根 貞彦 君 |
| 会 計 課 長 峯 広美 君 | |

4 書記は次のとおりである。

- | | |
|----------------|-------------|
| 議会事務局長 有浦 幸治 君 | 書 記 山下 美華 君 |
|----------------|-------------|

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 議案第 36 号 東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部改正について

開会（午前9時30分）

○副議長（本下利之君）

おはようございます。副議長の本下でございます。

本日は議長が病気治療入院中のため、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を務めさせていただきますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

只今の出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、これより平成26年第2回東彼杵町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○副議長（本下利之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番浪瀬真吾君、5番滝川初夫君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○副議長（本下利之君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（本下利之君）

異議なしと認めます。

従って、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 議案第36号 東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部改正について

○副議長（本下利之君）

次に、日程第3、議案第36号 東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

おはようございます。第2回臨時会を招集しましたところご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、議案第36号、東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による条例改正の請求を受理したので、同条第3項

の規定により、意見を付けて議会の議決を求める。平成 26 年 8 月 18 日提出。

提案の理由。地方自治法の直接請求制度に基づく東彼杵町議会議員の定数を定める条例の改正請求について、平成 26 年 8 月 8 日付で請求代表者から請求があり、同日付でこれを受理したため、同法の規定に基づき当該条例の一部改正案を付議するものであります。

次に意見書といたしまして、地方自治法第 74 条第 1 項の規定に基づき、東彼杵町議会議員の定数を定める条例につきまして、議員の定数を 12 人から 10 人に改正するよう求める直接請求がありましたので、同条第 3 項の規定により、以下のとおり意見を申し述べます。

本町議会議員の定数につきましては、平成 14 年までの 18 人を、平成 15 年 5 月から 16 人、平成 19 年 5 月からは現在の 12 人へと、議会改革の取組みの中で議会自らの判断により削減されてきた経緯がございます。

平成 22 年 6 月の第 2 回議会定例会で、区長会から提出された定数削減を求める要望書につきましては、同年 9 月の第 3 回議会定例会において不採択とされました。また、平成 25 年 6 月の第 2 回議会定例会において、議員発議により提出された 10 人への定数改正案は、同年 12 月の第 4 回議会定例会において、委員会報告書では可決すべきものとして報告されましたが、本会議の採決では賛成少数で否決されたものです。

地方自治制度は、首長と議会のそれぞれが、直接に住民の投票により選ばれるという二元代表制をとっており、自治体の運営に関して住民に直接の責任を負っていると同時に、住民の意思を反映した施政を行うことが必要です。直接請求制度は、住民が直接意思表示を行うことができる大変重要な制度であると認識しています。

町民皆様との各種懇談会においても、議会議員定数への関心度が極めて高いものと感じました。このたびの請求におきましては、地方自治法上必要とされる有権者の 50 分の 1 以上である 145 人を大きく上回る 2,807 人、このことは有権者総数の約 39%に当たる方々の連署をもって請求がなされたものであり、請求の持つ意義の重さを真摯に受け止め、町議会議員の定数削減は肯定されるべきものと判断いたします。

従いまして、本直接請求による議員定数の削減につきましては、慎重にご審議のうえ、町議会の適切なるご判断をお願いしたいものと考えます。

平成 26 年 8 月 18 日、東彼杵町長 渡邊悟。以上でございます。

慎重審議の上、適切にご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（本下利之君）

これから質疑を行います。

2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

町長の意見書、今日初めて読ませていただきました。この中の最後の方に、町議会議員の定数削減は肯定されるべきものと判断いたします、という行がありますけれども。ちょっとこれは突っこみ過ぎなのかなという感じで受け止めております。つまり、これは議会が判断すべき事案でございます、これに肯定されるべきというのは、若干行き過ぎのような気がしますが、町長、そのところ如何ですか。

○副議長（本下利之君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、地方自治法がございまして、その地方自治法の中の逐条解説という、これは自治省の判断、総務省の判断なのですけども、この意見書には是非を明記すべきという事で書いてありますので、敢えて私は、特に当時は意見なしと具体的な文言を書かなくてもよいのではないかという解釈もございましたけれども、これはそういう法律の定めでございますので、賛否を明確にして上げるべきということで上げております。以上でございます。

○副議長（本下利之君）

2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

私、今回の流れを見ておまして、何と申しますか、衆愚政治。衆愚政治という言葉をご存知ですか。ご存じないですか。衆愚政治というのは、何と申しましょうかね、愚衆と言ったら失礼になるかもしれませんが、そういったものに左右されて、政治が歪められるということなのですけども。一部の権力者、或いは指導者等の論理に扇動されて、政治が歪められると。その結果、間違った政治結果が生まれるというようなことなのですけどもね。正に現状を見ておますと、そういった思いが強く、私はするわけなのですけども。歴史的に見ましても、例えばマルクス主義だとか、等々は正にそういった中から生まれたのであろうという風に思っておりますけれども、そういった流れの中で民主主義というものが衰退し、間違った方向へ進んでいったと。そういった歴史的事実もありますし、正にこういった現状が進むということは、歴史は繰り返されると言いますが、民主主義の衰退に繋がるのではないかという懸念をいたしております。確かに、民主主義の基本は多数決の原理ですから、民意を尊重するという事には変わりはありませんけれども、やっぱりこういった事で政治が歪められるというのは、私は非常にこう将来的に危惧するのですけども。そういったことが正に行われている。例えば、瀬戸の千綿紡績跡地の部分につきましても、町長の意向とは違って、群衆の力によって色んな行動が起こされてきた。

○副議長（本下利之君）

2番議員橋村君、質疑です。

○——△——

最後に尋ねますから。

○副議長（本下利之君）

質疑ですので真意をはずさないように発言してください。

○——△——

ですから、質疑する前段として意見を述べているのですから黙ってください。

○2番（橋村孝彦君）

ですから、正にそういった傾向が今強い。そういった部分に対しての危惧的な部分を、町長、感じられませんか、といったところをお尋ねしたい。

○副議長（本下利之君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今回の2,807名というのは、例えばこれを逆数で考えた場合、倍で考えた場合、50%仮に批准があったと判断しますと、5,600くらいの数になります、50%とした場合、倍した場合。それを有権者で割った場合でも、78%位の投票率になるんです、仮に。そうなれば、これは一部の方ではなくて住民の大半の方がそういう要望があるんだということで、条例を改正すべきと判断されたと思いますので、それは一部の者という考え方はございません。この2,800名に私はあると思っておりますので、重く受け止めております。

○副議長（本下利之君）

他に。

6番議員、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

今回、町長の意見書を拝見いたしましたところ、議員定数削減は肯定されるべきものという結論に至った根拠として、2点程挙げられております。第一に、町民皆様との各種懇談会において、議員定数への関心度が極めて高い。もう一つは、今仰ったように2,807名という数は、有権者の39%。仰るとおり投票率が80%の場合はこれ倍になる訳ですから、町民の7割、8割の方が署名をされているという状況ではなかったかと思えます。そこで、第1番目の各種懇談会において、又、色んな町民とのふれあいの場において、議員に関心度が高いとはどのような意見を町長聴かれたのか、具体的にお尋ねしたいと思えます。

○副議長（本下利之君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

やっぱり意見書に書いておりますとおり、昨年の6月第2回定例会でそういう話題が挙がっておりますので、否決をされたということで、委員会ではよかったんでしょうけども。実際、ここに議場にお出でになった方も沢山いらっしゃいます。そういう中で、女性対話集会あたりもずっと回りますし、やっぱり一番あれは、実際足りるのかという話もあります、確かに。12名を10名にした時に足りるのかという話もございましたけれども、若干そのへんありますけども、どっちかと言うと多いんではないかという意見が出まして、私は多いとか少ないとかあまり言いませんでした。むしろ私は、もっと広く意見を取った方がいいんですけども。そういう意見もございましたけども、皆さんはどうしても十分な知識とか、そのへんはどうなのかというのは計り知れませんが、住民の方がそう思われて、他の市町村あたりと比較をされるとか情報が入ってきますので。そういう定数が何名とかはございませんけども、減らした方がよいという意見が一番強かったと思えます。

○副議長（本下利之君）

3番、浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

ここに挙がっておりますように、佐々町も10名にされたという事で、現状あたりを私達もやはり把握しておかなければ、こういうものが上程された時に判断に困るなという気がしておりました。そういった中で、佐々町の議長さんの話では県の議長会の研修の折にも、減らすべきでなかったと、むしろ元に戻したいという様な意見もありましたし、実際、先日佐々町にお伺いしまして、議長さんに話を聴いてみますと、やはり委員会に弊害があるようでございます。やはり重複して委員会に

臨まなければならない、日程の調整が難しいとかこういった事もございますし、両方跨いですると委員会の質が落ちてくるといった専門的にやっていけないといった意見も述べられました。そういった中で、町長としてこれだけ東彼杵町の人口も減少してきておりますし、やはり活性化して、或いは維持をしていく為には一定規模の議員定数、或いは委員会の調査等もしっかりやっていく為には、一定の委員会を充実させるような定数あたりを考えていかなければと思います、そのあたりの考えはどう思っておられるのか。

○副議長（本下利之君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

基本的に人口が減れば、議員さんも少なくなるのが当然だと思います。そして、そこでもし出来ないというのであれば、カバーし合って小回り利きますので、国会みたいな組織ではありませんので。我々は身近な政治ですので、臨機応変にいつでも、極端に言えば、臨時議会を開催する事が出来ますので、そういうことでドンドン、必要ならばそういう機会を設けながらやるべきでないかと思っております。だから、議会はどのような議会を目指すのかですね。町民の方もどういった議会を考えておられるのか、何人あれば足りるのか、そのへんはもっと議論が必要だと思いますけれども。そういう事を話す事も議員皆さん方の説明責任だと思いますので。私は先程申しました 2,807 名の重さにつきまして、それは当然そういう風にあるべきではないかと思っております。

○副議長（本下利之君）

他に質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

10 番議員、後城君。

○10 番（後城一雄君）

只今町長が仰るように署名活動の中での人数に対して、仰る意味は十分理解をしております。ただ、本来町が落ち込む時に、所謂どれだけの目を持ってどう動くのか、当然議会の力と言いますか、やり方とは考えております。当然そうだと思います。ただ、そう言いながら、やはりこういった所謂落ち込む時にはそれぞれの大きな知恵を結集して町政に臨むべきであって、減らすばかりのものではないという考え方を私はしております。というのは、やはり今から減らしますと、当然、小さい地域、若しくは小さい地域からいい人がいてもなかなか必修出来ないということで、本来ならば議会の知恵者が、所謂立候補出来るのか心配もいたしております。あくまでも我々は将来の彼杵をどう取り扱うか。よく町長仰いますが、新聞等でご騒がれますと、無くなる町とかくさ何とかと仰いますが、まずはそういうことではなく、とにかく如何にして活性化に臨むかと考えておりました、その辺からして所謂、町長は町長の考えとして、この肯定というのは、町長の考えとしては理解します。ただ、これには本質的に私は反対です。と言いますのは、やはり活性化をする為には大きな目の中でそれぞれの傑士を募って、所謂どうあるべきか在るべき姿を探る為にどうしてもある程度の人数、それと本来の議会の活動と言いますか、ある程度の人数においてそれぞれの力を十分発揮させるという意味からは、やはり委員会、組織の強化が必要と考えております。ただ、ハッキリ言いまして議員の質の問題ではあると私は考えておりますが、町長そこをよく理解されて肯定とされた事と考えますが、その点についてお伺いしたいと思います。

○副議長（本下利之君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議員さんの質の問題について、私にとにかく言いたくありませんけども、今議員さんがされている議会報告会によって、もっと住民の方のご意見といいますか、それを汲み上げて、そしてやっていけば定数が少なくても十分やっていけると思っています。要するに、ただ報告だけの議会報告ではいけませんけども、そこで自分達が説明責任を重ねてもらえれば、町長と対等でございますので、そこでそういう意見を、議会としてはこうだとハッキリ言って、議論を戦わせて地域住民の合意形勢を図れば、逆に極端に言えば、議員は無くていいんじゃないでしょうかね、小さな町にいけばいくほど。これは極論ですけども。勿論、区長会あたりでも意見を聴きますけど、多い方がいいです、意見を聴くのは、2名減ったくらいで、全く町の側とされるというのはちょっとあんまりあれかなと。皆さん方立派な議員さんでございますので、それぞれ能力を発揮されて。私は地域住民の意見を聴く事が一番大事だと思っております。合意形勢を図るのは、町長よりむしろ皆さん達が各地域でそれぞれの声を聴いて、持ってこられて町政に反映させるというのが私は一番良いのではないかと思っておりますので、大変人口減少とか財政逼迫する中、そういう努力を議員さんにしていただければ一番いいかなと思っております。

○副議長（本下利之君）

10番議員、後城君。

○10番（後城一雄君）

確かに仰る意味は分かります。ただ、そういった削減によって出来る事と、削減において本来の町の活性化が衰退する恐れのある中で、果たして単なる人口減に於いて議員を減らす。若しくは、そういった状況を作っていくというのは、反対に活性化をする為には多くの知恵を借りるというほうが、私は正しい見方ではなからうかという考えの中で質問をしている訳ですけども、全く今の町長の仰る意味と私が考えている意味は真っ向から違う考えではあろうかと思っておりますが、所謂、先程も申し上げましたとおり、こういった非常に厳しい状況になりますと、それぞれの地域の活性化をする為にも知恵者が必要ということになりますと、本来のある程度的人数というのは、やはり当選できる範囲の状況を広げておくというのが、一つの知恵を借りる為の手立てであると。例えば、大きい地域から出れば安泰というような状況ではなく、やはりそれぞれの知恵者を議会に吸収していくという考え方におけば、当然そういった人数に限られてくるものですから、その辺を、落ち込めば落ち込む程、そういった知恵者を出していただいて、一つの結集体として盛り上げていきたいと私は考えております。回答はいただきますが、恐らく町長は同じ回答であろうと、私はそういった状況の中で、そういった反対といいますよりも将来の、所謂減らす事における危惧をするという事で考えておるところでございます。そういうことで回答一緒でしょうけども、その辺についてもお願いしたい。

○副議長（本下利之君）

10番の後城君に注意したいと思っておりますが、この件は質疑でございますので、個人の意見等は控えてもらって、質疑に専念していただければと思います。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議員さんは公職選挙法で選ばれて、自分が立候補されて出られる訳ですよ。出て議員をやろうということですので、当然そういう責任と言いますか、責務がありますよね。東彼杵町を良くする為の責務があります。だからそれでよいのではないのでしょうか。出る方が、12名が10名に減ったからといって、町が衰退する事は無いと思います。むしろ、10人になっても各地域に出向いて、色々な住民の方の意見を、住民合意を得て、それを議会の場に持ち込んで、そして意思決定機関ですので、議会、議員さんは監視だけではございません。意思の決定権がございますので、そこで議論を戦わせて、立派な施策を立ててもらって、町長が出したものを議論してもらって、補強等を加えてもらって良い施策を練ってやっていくあれですから、是非議員さんも知恵者というか、今後の事を言っておられると思いますので、今後もそういう知恵者が出てくれる事を望みます。それが12名でも10名であっても2名減ったにしても、私は支障はないかと思えます。ダブってあれですけども、そういう事で答弁させていただきます。

○副議長（本下利之君）

2番、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

私はこれは理論的にはね、良くないな整合性はあまりないなという受け止め方をしております、ただ2,807名という数、これは結果的には真摯に受け止めざるを得ないという考え方を実は私持っておる訳ですけども、そこで先程町長が、人口が減少すればそれに伴って議員定数は減らすべきであろうみたいな事を言われましたけれど、ではお尋ねしますけれども、地方公共団体を維持する為にその仕事量というのは、人口が10千人から8千人に減ったからといって仕事量が2割減るわけではないでしょう。ですから、国においては、地方分権の推進をされてますね、地方再生ということ。平成23年でしたか、ハッキリ覚えていませんけども、地方自治法の改正がありまして、地方分権の推進に伴って地方議会の議員定数、これ人口割ですよ、上限が決まっておりますよね。10千人なら何名とかね。これが撤廃されましたよね。撤廃されたんですよ。これは何を意味するかというと、これから地方分権が進捗するに従って、地方の責任や役割が大きくなるから、地方自治体の実情に応じて議員定数は定めなさいという事であって、今の流れからいけば、これは逆行する流れであると私は思っている訳ですよ。ですから、民意は尊重しなければいけませんけども、そこらへんについてはどうですか、先程のあれについて。

○副議長（本下利之君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

やっぱり議会報告会あたりもやっておられますので、その中で議員定数はどうだっという議論をですね、住民の方に説明をしなければならんと思います。それは説明責任だと思います。そういう事をどれだけされたのかですね。それは大事だと思います。だから、それが10名ではどうしてもやっていけないということになれば別ですけども。しっかり説明をしないと、住民の方はどうしても増やせという要望は多分しないと思います。出来るだけ少ない方がいい訳ですから。だから議員さん、そこを言うべきであって。だから、条例・規則ありますけれども、それはむしろ撤廃をされて、何人でもいいですよ、というのが一番いいですけども。それでは、議員さんはどんな仕事をするの

かという説明を私もしなければならぬと思っています。勿論、私の仕事もありますけれども。ですから、人口が減っていけば、現にずっと減ってきている訳でしょう。そういう事を皆さん、過去の議員さんも理解をしながら減らしてきている訳ですよ。ですからそこで理解をすべきではないかと思えます。闇雲に定数を減らせばよいというのは確かにあります。だから一定減というのはあると思えますよ。機能する為にはもちろん一人ではだめでしょうし、人口が何人か減ったからといってそういうあれは出来ないと思えます。そういう事で回答になるか分かりませんが。

○副議長（本下利之君）

2 番議員の橋村君は 3 回されておりますので。

他に。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（本下利之君）

他に質疑がないようですので、これで質疑を終ります。

お謀りします。只今議題となっております議案第 36 号は、議長を除く 10 人の委員で構成する議員定数問題特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の審査とすることにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（本下利之君）

異議なしと認めます。従って、本案につきましては、議長を除く 10 人の委員で構成する議員定数問題特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ここで名簿配付のため暫時休憩します。

暫時休憩（午前 9 時 59 分）

再 開（午前 10 時 00 分）

○副議長（本下利之君）

それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

只今設置されました議員定数問題特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（本下利之君）

異議なしと認めます。従って、議員定数問題特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

この後休憩を致しまして、委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をして頂きます。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 01 分）

再 開 (午前 10 時 09 分)

○副議長 (本下利之君)

それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

只今委員長、副委員長が選出されましたので発表致します。議員定数問題特別委員会は、委員長に橋村孝彦君、副委員長に後城一雄君に決定を致しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成 26 年第 2 回東彼杵町議会臨時会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 (午前 10 時 10 分)

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成 26 年 8 月 20 日

議 長 森 敏 則

署名議員 浪瀬 真 吾

署名議員 滝川 初 夫